

議案第231号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、新規取得した軽四輪車等に係る軽自動車税を環境性能に応じて軽減するグリーン化特例の適用対象の見直し及び適用期限の延長を行うとともに、個人の市民税に関する扶養親族に係る申告等の手続について電磁的方法による場合の承認制を廃止する等の必要があるによる。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条の10の8」を「第93条の10の4」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改め、同条第2号中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第3号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第15条第2項第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改める。

第23条の3第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第35条の5第3項」を加える。

第23条の4第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第33条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条

第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第4項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第6項を削る。

第34条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第34条の2第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

第35条の5第1項中「本条」を「この条」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が施行令第48条の18において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第93条の10の2中「であつて、市長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を

受けた」を「当該」に、「関する」を「係る」に改める。

第93条の10の3第1項中「であつて、市長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に、「関する」を「係る」に改め、同条第2項中「承認を受けている者は、当該承認を受けている帳簿（以下「電磁的記録に係る承認済帳簿」という。）」を「規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えている入湯税の特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該帳簿」に改め、「市長の承認を受けたときは」を削り、「当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿に関する」を「当該帳簿に係る」に改める。

第93条の10の4から第93条の10の7までを削る。

第93条の10の8中「第93条の10の3各項」を「前条各項」に、「の承認を受けている帳簿に関する」を「に規定する規則で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている帳簿に係る」に改め、同条を第93条の10の4とする。

附則第10条中「及び第4項」を削る。

附則第11条中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削る。

附則第12条中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則第14条中「第312条第3項第4号」を「第312条第3項第3号」に改める。

附則第27条第3項中「附則第15条第19項本文」を「附則第15条第16項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第9項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第10項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を第12項とする。

附則第32条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31

年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 目次の改正規定、第93条の10の2及び第93条の10の3の改正規定、第93条の10の4から第93条の10の7までを削る改正規定、第93条の10の8の改正規定及び同条を第93条の10の4とする改正規定並びに附則第6項及び附則第7項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第11条、第15条、第33条から第34条の2まで、附則第10条から附則第12条まで及び附則第14条の改正規定並びに附則第4項及び附則第5項の規定 令和4年4月1日  
(個人の市民税に関する適用区分)
- 2 この条例による改正後の福岡市市税条例（以下「新条例」という。）第23条の3第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に行う新条例第23条の3第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の福岡市市税条例（次項において「旧条例」という。）第23条の3第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条の4第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第23条の3第4項に規定する電磁的方法による新条例第23条の4第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第23条の3第4項に規定する電磁的方法による旧条例第23条の4第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。  
(法人等の市民税に関する適用区分)
- 4 新条例の規定中法人等の市民税に関する部分は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が2号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人等の市民税について適用する。
- 5 2号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人等の市民税及び2号施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同

じ。) (連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 分の法人等の市民税については、なお従前の例による。

(入湯税に関する適用区分)

6 新条例第93条の10の2及び第93条の10の3第1項の規定は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿(新条例第93条の10の2に規定する帳簿をいう。次項において同じ。)について適用する。

7 新条例第93条の10の3第2項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる帳簿に係る電磁的記録(新条例第93条の10の2に規定する電磁的記録をいう。)について適用する。

(軽自動車税に関する適用区分)

8 新条例附則第32条の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和2年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。